

平成28年(ワ)第12785, 17680, 28219, 平成29年(ワ)32358号

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反訴被告) 部落解放同盟 外248名

本訴被告(反訴原告) 示現舎合同会社 外2名

準備書面(14) 最終準備書面

令和3年2月23日

東京地方裁判所民事第13部合 B 係 御中

本訴被告(反訴原告)	示 現 舎 合 同 会 社
上記代表者代表社員	宮 部 龍 彦
本訴被告(反訴原告)	宮 部 龍 彦
本訴被告(反訴原告)	三 品 純

## 第1 プライバシー権侵害について

### 1 「解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)について

別紙目録3は被告らが掲載したものではないから、被告らの責任はない。

なおかつ、その内容は原告らのプライバシー権を侵害するものではない。

#### (1) 本人が掲載されている原告

原告らは、住所や電話番号・団体における役職等の情報について本人の許諾がないからプライバシー権侵害との主張をするが、プライバシーとは「一般の人の感受性を基準にして、公開されることを望まない私的な事柄」を言うのであり、もとよりプライバシーに該当しない情報については本人の許諾の有無は関係ない。

原告らが「本人の許諾の有無」を問題とするのは、いわゆる「自己情報コ

ントロール権説」を主張しているものと考えられるが、それらは商業分野等に限っていわゆる個人情報保護法等で明文化されているものである。個人情報保護法は事業者を対象とするものであって国民の表現活動全般を規制するものではないし、事業者であっても報道や出版等は除外されている。

もし、個人に関する情報の全てが本人のコントロール下にあるという考え方をすれば、国民の表現の自由を著しく制限することとなるが、そのような立法措置はされていない。またそのような考え方が広く受け入れられているとは言えない。

令和3年4月1日付被告準備書面(12)別紙および関連する証拠から明らかな通り、ほぼ全ての原告らの住所や電話番号、団体における役職はインターネット等で従前から、原告らおよびその関係者によって公開されていたものである。

なお、インターネット上の情報は変化しているから、本訴提起前に公開が確認されていない情報も本訴提起前には公開されていた可能性が高い。従って、別紙目録3と同様の一覧は既に公開されている情報から誰でも作られたものであることが明らかである。

「解放同盟関係人物一覧」に掲載された情報は原告らが自ら公開していたか、公開を承諾していたものであり、「一般の人の感受性を基準にして、公開されることを望まない私的な事柄」に該当しないことは明らかである。

特に原告解放同盟は政治的な団体であり、原告らの氏名や役職の多くが機関紙である解放新聞に団体の主張と共に掲載されていたものである。また原告らの一部については地方議会議員等の公職にあるか、公職にあった者であり、なおのことプライバシーに該当しない。

特に本人尋問においては、原告田村賢一、原告池田千津美、原告下吉

真二、原告松岡克己は地方公共団体の職員であるか過去にそうであったことを自白している。特に原告下吉真二は解放同盟の活動と地方公共団体の職員としての立場を明確に分けていなかったことが証言から明らかであるし、後述する通り原告松岡克己は地方公共団体の職員として勤務中に解放同盟の活動をしていた証拠がある。

公の場所で政治的な意見表明をしている者、あるいは公職にある者を本人の許諾なく名指しすることが違法となるのであれば、国民の表現の自由を不当に制約することになり、民主主義に反する。

なお、2020年11月9日の証人尋問では、原告篠原茂の氏名役職が公開されているブログから、原告篠原茂の氏名を伏せさせた経緯を説明し、証人尋問自体も証人である原告篠原茂の氏名を伏せて行われた。しかし、その直後の2020年11月25日の解放新聞インターネット版では原告篠原茂の所属県連と氏名が公開されている。このことから、原告らが真剣にプライバシー権侵害とは捉えていないことは明らかである。

## (2) 親族が掲載されている原告

原告らは解放同盟関係者が親族であるか、あるいは同じ場所に居住していれば被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある旨を主張する。しかし、それは原告らの独自の主張に過ぎない。

また、プライバシー権は一身専属のものであり、親族を引き合いに主張できるものではない。

## (3) 掲載されていない原告

原告らは、被差別部落出身であれば具体的な恐怖がある旨主張する。しかし、そもそも原告らの中には被差別部落出身でないと認めている者がいるし、弁論を通して原告らの誰も被差別部落出身との証明はされていない。

また、原告らのいう恐怖は具体的なものではない。

ミラーサイト「同和地区.com」については、被告宮部によるものではない。

## 2 「全国部落調査」(別紙目録1・2・4)について

プライバシーとは「一般の人の感受性を基準にして、公開されることを望まない私的な事柄」である。「全国部落調査」には原告らを含め、何人の私的な事柄も記載されていない。

原告らは本籍地、現住所、過去居住地、親戚関係等を知っている者に対してのプライバシー侵害を主張している。しかし、個人に結びつく情報はあくまで本籍地、現住所、過去居住地、親戚関係等であり、「全国部落調査」は明らかに特定の個人に結びつくものではなく、せいぜい集団に結びつくものであり、かつその集団の範囲も曖昧である。「全国部落調査」に書かれた地名は80年以上前のものであるから、現在位置を特定するには相当な手間がかかるし、地名いわゆる部落の範囲と一致しないことが多い。なお、少なくとも本籍地は他人が容易に分かるものではない。

そして明らかに、原告らに全く無関係な箇所も含めて、「全国部落調査」全体や任意の一部の抽出の禁止させる趣旨の請求をする理由がない。

本件は客観訴訟ではなく民事訴訟であるから、原告らが「気に入らない」情報を排除するために、プライバシー権や名誉権等の人格権の問題を主張せざるを得なくなっているものである。しかし、特定の個人に結びつかない情報を、誰かの個人情報に結びつけられるからプライバシーであるとする原告らの主張が認められるのであれば、世の中のありとあらゆる情報がプライバシーであると言うことができしまい、司法が有害と判断すればどのような情報も規制できることになり、憲法が保障する表現の自由や学問の自由等は無意味化する。

また、「全国部落調査」に掲載された地名は必ずしもいわゆる被差別部落の

地名ではない。仮に被差別部落の地名が分かったとしても、原告らに關係する部落は同和地区指定がされているために同和事業施設の存在や他の文献から分かる例がほとんどである。同和事業施設の存在が秘密のものでないことは原告片岡明幸らの尋問調書等から明らかである。また、京都市の崇仁地区、大阪市の浪速地区、箕面市の北芝地区、神戸市の番町等のように全国的に有名な部落が多数存在する。

広く知られていない被差別部落の地名が特定できたとしても、次に述べるとおり被差別部落出身者を特定するものではない。

(1) 本籍が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告らは「原告の本籍を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身者と判明する」というが、本籍はどこにも移すことができ、出身の意味を持たず、被差別部落出身は判明しない。

(2) 現住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告らは「原告の現住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の現住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する」というが、居住移転の自由があるのだから、現住所は出身の意味を持たず、被差別部落出身は判明しない。

(3) 過去居住が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告らは「原告の過去住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の過去住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する」という。しかし、過去の住所が社会通念上の出身地であるとは限らず、被差別部落出身は判明しない。

(4) 親族の本籍・現住所・過去住所が「全国部落調査」記載の地名に含まれる原告

原告らの「原告の親族の現在または過去住所を知る者、解放同盟関係人物一覧により原告の親族の現在または過去住所を知る者にとっては、全国部落調査を見れば原告が被差別部落出身と判明する」という主張と、「原告が被差別部落出身者だとまで判明しなくても、親族が被差別部落出身だと判明すれば部落差別を受ける可能性がある」という主張は原告ら独自の考えに過ぎず根拠がない。

むしろ、「被差別部落出身者の親族もまた被差別部落出身者」という発想こそが不合理で差別的なものである。

さらに、次に掲げる過去の裁判例では、ある集団に対する評価を個人の人格権と結びつけることをいずれも否定している。

ア 平成14年6月27日札幌地裁判決(平成10(ワ)2328、いわゆる「アイヌ史資料集事件」または「アイヌ人格権訴訟」、裁判所ウェブサイト裁判例情報掲載)。

イ 平成19年12月14日東京地裁判決(平成17(ワ)14143他、乙213)、平成20年9月10日東京高裁判決(平成20(ネ)675、乙214)

ウ 平成29年9月29日東京高裁判決(平成28(ネ)4616、乙215)

## 第2 名誉権侵害について

### 1 「解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)について

別紙目録3は被告らが掲載したものではないから、被告らの責任はない。

なおかつ、その内容は原告らの名誉権を侵害するものではない。

#### (1) 本人が掲載されている原告

別紙目録3の表題は「解放同盟関係人物一覧」であり冒頭には「とある研究者により調査された部落解放同盟の関係人物の名前、住所、連絡先等です。これは不完全なものであり、活用する際は情報を鵜呑みにせずに、

各自追加検証を行ってください。」「『吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雑種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが。」と書かれており、掲載された人物が被差別部落出身だと明らかにする趣旨ではない。

別紙目録3は解放同盟の会員等を列挙したものであり、その上で解放同盟が被差別部落出身者による団体を標榜していることを皮肉っているものである。そして、本件訴訟の弁論を通して、被差別部落出身を標榜していた原告の一部が明らかにそうでなかった上、解放同盟の会員が全て被差別部落出身者ではないし、そもそも被差別部落出身という概念自体が非常に曖昧なものであることが明らかになっている。そのため、別紙目録3の冒頭の文章は侮蔑的なものではあるが、事実関係としては的を射たものである。

仮に別紙目録3が被差別部落出身者の一覧と解されたとしても、原告らのいう「被差別部落出身だと社会的評価が低い」という誤った差別的評価が一般に流布しているという証拠はない。そもそも何をもって「被差別部落出身」なのかという認識さえ社会では共有されておらず、原告ら自身でさえ弁論を通じて「被差別部落出身」の要件を示せていない。

## (2) 親族が掲載されている原告

原告らは解放同盟関係者が親族であるか、あるいは同じ場所に居住していれば被差別部落出身者と判断されて部落差別を受けるおそれがある旨を主張する。しかし、それは原告らの独自の主張に過ぎない。

また、名誉権は一身専属のものであり、親族を引き合いに主張できるものではない。

(3) 掲載されていない原告

第1の1(3)で前述したのと同じ理由で、原告らの主張は失当である。

(4) 「全国部落調査」(別紙目録1・2・4)について

名誉権は人格権の1つである。しかし、第1の2で述べた通り、「全国部落調査」には特定の個人に結びつく情報は含まれていない。そして、「全国部落調査」全体や任意の一部の抽出の禁止させる趣旨の請求をする理由がない。

なおかつ「全国部落調査」は戦前のいわゆる融和事業のために作成された資料であり、明らかに個人の評価を貶めるような目的で作られたものではないし、それに該当する記述も認められない。

さらに、第1の2の(1)(2)(3)(4)で述べた通り、原告らが被差別部落出身者であると判明するものではない。

また、仮に被差別部落出身者が判明するとしても、「被差別部落出身だと社会的評価が低い」とは言えない。

### 第3 差別されない権利について

1 「解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)について

(1) 本人が掲載されている原告

原告らは「解放同盟関係人物一覧」は、部落差別の助長や固定化をもたらすというが、具体的に解放同盟関係人物一覧に掲載された者に対する部落差別の助長や固定化をもたらした証拠はない。

仮にその蓋然性があるという意味だとしても、規約(甲1)によれば原告解放同盟は「部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」であることを標榜している。さらに第1の1(1)で前述した通り、原告らが解放同盟関係

者であることはインターネット等で公にされていたことから、原告らが自ら明らかにしているか、少なくとも特に隠すことはしていなかったと認められる。「解放同盟関係人物一覧」が部落差別の助長や固定化をもたらすとすれば、自ら部落出身者を公言してきた原告らの従前からの行為こそが部落差別の助長や固定化をもたらしてきたことになり、矛盾する。

原告松岡克己らは、何者かから嫌がらせの手紙等が送られてきた旨を主張している。しかし、「解放同盟関係人物一覧」が原因である証拠はない。原告らの住所等の多くは以前からインターネット上の情報や書籍・電話帳等で調べれば分かる状態になっていた。原告解放同盟は社会的に大きな影響力のある団体であり、原告片岡明幸が自白している通り、全国地域人権運動総連合(全国人権連)のように主張が対立する団体も存在しており、原告解放同盟に反感を持つ者が多くいることは容易に想像できる。

特に、原告松岡克己については次に述べる通り、居住地である八幡地区の住民から恨まれる具体的な理由がある。

ア 原告松岡克己が支部長である部落解放同盟八幡支部に八幡地区の公営住宅の駐車場の収益が不当に分配されていた

乙744, 乙745から明らかな通り、平成17年3月25日に伊賀市八幡地区の公有地の駐車場収益を、八幡町自治会と松岡克己が支部長である部落解放同盟八幡支部で分配する約束が交わされている。このことについて、原告松岡克己が本人尋問で「伊賀市からの提案」で行った旨を自白している。

イ 前述の駐車場収益の一部が原告松岡克己の個人口座に入金されている

乙745から明らかな通り、前述の解放同盟支部への分配金は解

放同盟支部の決算書に記載されておらず使徒不明になっている。  
そして、解放同盟八幡支部の銀行口座があるにもかかわらず、平成18年4月13日に少なくとも100万円が原告松岡克己の個人口座に振り込まれている証拠がある。

ウ 原告松岡克己は伊賀市の嘱託職員として、実際に勤務していないのに勤務したことにして給与を受け取っていた

乙747から明らかな通り、原告松岡克己は少なくとも平成29年4月1日から令和2年3月31日の間伊賀市八幡教育集会所の社会同和教育指導員として勤務をしていた、しかし、それを乙748ないし乙751、乙753の1ないし乙753の3と照合すると、矛盾が生ずる。

勤務記録では8時30分ないし9時から17時までの勤務でそのうち12時から13時までは休憩時間となっている日に原告松岡克己は解放同盟の役職として次の行為をしている。

- ・平成29年6月27日 三重県庁訪問(14:45-15:03)
- ・平成30年5月9日 四日市市役所訪問
- ・平成30年6月18日 三重県知事に面会(17:00-17:15)
- ・令和元年7月2日 ヒューリア三重で講演
- ・令和2年1月24日 三重県知事に面会(14:50-15:00)、津市長に面会

これらは公務員の職務専念義務違反に該当するし、そうでなければ原告松岡克己の解放同盟の役職としての活動は公務ということになり、なおのことプライバシーにはあたらない。

ヒューリア三重での講演では講師としての報酬が出ているので、公務員の副業禁止違反でありなおかつ報酬の二重取りである。

乙238同和地区精密調査報告書から分かる通り、八幡地区は地方都市スラムに相当する地域で、現在もその名残から低所得者層が多い。駐車場収益はそのような住民から集めたものであり、それを不正流用した原告松岡克己の行為は極めて悪質である。原告らに差別者と言われている被告らがこのような情報を得られることから、原告松岡克己の行為に強い怒りを持っている八幡地区の住民が相当数存在することは容易に想像される。

また、これらの行為は氷山の一角に過ぎない可能性が高い。被告らの調査能力にも限界があるので、全てを調べ尽くすことは不可能ではあるが、解放同盟三重県連委員長であり、解放同盟中央本部委員でもある原告松岡克己がこのような悪質な行為をしているのであれば、単に個人の問題ではなく、組織的に同様の行為が蔓延している可能性が高い。

そのため、部落差別や「解放同盟関係人物一覧」とは無関係に、原告松岡克己に限らず、原告らに対して強い怒りを抱いている人物は数多く存在することが想像できる。

## (2) 親族が掲載されている原告

第1の2(2)で前述したのと同じく、原告らの主張は失当である。

さらに、原告らの「解放同盟関係人物一覧」は、部落差別の助長や固定化をもたらすとの主張については、原告解放同盟こそが活動の中でどこが部落で誰が部落出身者であるかを暴露するようなことを行っていたのであるから、原告らこそが部落差別の助長や固定化をしていたことになり、矛盾する。仮に、部落出身が判明する、あるいはそう思われるといったことが部落差別の助長や固定化をもたらすとしても、「解放同盟関係人物一覧」は無関係であり、後述するような原告解放同盟の活動方針やそれによって培われた教育や行動様式が主な要因である。

ア 「部落出身」と子供に自ら言わせる教育があること

証人尋問において原告池田千津美、原告下吉真二、原告川口泰司は、部落民宣言ないしは社会的立場の自覚を深める指導と称して、小学生を含む児童に自らが部落出身者であるとカミングアウトさせる教育があることを自白している。

イ 自ら部落出身と話すような行動様式があること

原告篠原茂は、親戚にいわゆる結婚差別があった旨を陳述書で述べているが、証人尋問において部落出身ということは本人が話したものであることを自白している。

ウ 部落差別と無関係なものを部落差別に転嫁すること

原告松島幸洋は自らの兄が部落差別により結婚を断られた旨を主張したが、一方で当該人物が3000人を率いる暴走族の特攻隊長であった旨を自白している。時代背景を考慮したとしても、そのことの方が「部落出身」よりもはるかに特異なことであり、当該部落は同和事業を行っており部落であることは公然のことであったはずで、原告松島幸洋の証言が真実だとしても、暴走族の特攻隊長が失恋した時に後付けの理由として部落差別を持ち出されたと見るのが自然である。

(3) 掲載されていない原告

第1の1(3)で前述した通り、原告らの請求には理由がない。

2 「全国部落調査」(別紙目録1・2・4)について

原告らは「全国部落調査」または復刻版「全国部落調査」は、差別にしか利用できない被差別部落所在地リストである」という。しかし、乙98ないし乙107、乙562号証から証明される通り、多数の書籍や学術論文から引用されている。

特にハーバード・ロー・スクールのマーク・ラムザイヤー教授が作成した2017年の論文では原告宮部が公開した「全国部落調査」そのものを利用して、戦前と戦後の部落の変化や解放同盟支部との関係を追跡している。同論文では原告解放同盟の出版物が「全国部落調査」に依存していることが指摘されている。従って、「差別にしか利用できない」ものではないことは明らかである。

むしろ、「全国部落調査」は古代に期限を持つと考えられる賤民の歴史、近現代の社会福祉政策を研究する上での最重要資料であり、それを出版禁止にすることは憲法23条に反する。

原告らは「それ自体が「このリストにリストアップされた者は差別されてもいいものだ」という表現を含む」というが「全国部落調査」にそのような表現は認められない。むしろ、中立的な資料に対して、あたかも記載された地域に関係すると差別されるかのような根拠のない主張をしているのは原告らの方である。原告らの「ヘイトスピーチ」「不法行為」との主張も、具体的にどの記述がどの法律との関係でそのように言えるのか明らかではない。

原告らの主張する「差別されない権利」は漠然としすぎており、特定の当事者同士で行われる民事訴訟で処理されるものではない。強いて言えば立法機関で議論されるものであるが、本訴訟の進行中に国会で制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」では部落リストに類するものをどのように扱うのか決められなかった。

本件のような訴訟を起こす者は原告ら以外に存在するとは考えにくいし、また原告ら自身も部落リストに類する文書を過去に出版しており、現在も解放新聞等で部落の地名を公にし続けている。

結局、原告らの主張を採用することは、原告らの権利利益を守るものではない上、「部落についての情報や議論を原告らが独占する」という著しく公益に

反する結果をもたらす。

仮に部落の地名を公表することが部落の住民等の関係者の人権を侵害すると言えたとしても、原告らや行政が部落解放運動や同和事業に伴って部落の地名を公にしてきた行為を止められるものではないし、むしろ住民がそのことに対して異論を唱えることされ困難にするものである。

部落について具体的な情報を公言することが不法行為となり得るのであれば、部落問題についての議論は萎縮し、そのことで不利益を被るのは真摯に部落問題に向き合っている自治体職員、政治家、研究者である。一方で、原告らの主張は、乙741の1、乙741の2のように悪意を持って部落問題を脅迫に利用する者に確実に悪用される。

原告らの請求と主張は、特定の個人に結びつかず、誰かが何らかの権利を持っているわけでもない情報について、それらを言わば「情報公害」のようにとらえて、出版の差し止め、ないしは賠償責任を負わせようというものである。しかし、民事上でそのようなことを認めた法律は存在しないし、憲法21条の各項はむしろそれを否定している。

原告らは、被告とのイデオロギー的な対立という私的な怨念を、訴訟を用いて公を巻き込んで晴らそうとしているに過ぎない。

#### 第4 業務遂行権利の侵害について

##### 1 構成員の人格権の侵害による「業務」妨害

###### (1) 構成員の人格権侵害

原告らは原告解放同盟の構成員らに「人格権の侵害が生じている」というが、被告らが第1から第2で反論した通りである。

###### (2) 業務を遂行する権利

原告らは「差別解消という共通の目的を、憲法の基本精神の具体化を行

うための活動」という「業務」を侵害された旨を主張するが、原告らが「業務」と主張しているものは実質的には「政治的活動」である。

「業務」と捉えたとしても原告らの政治的主張にそぐわない事象に対して対応することも原告解放同盟の従前からの「業務」に過ぎないから、被告らによって原告解放同盟の「業務」の遂行が妨害されたとは言えない。

## 2 活動の成果の減殺による「業務」妨害

原告らは、原告解放同盟のこれまでの活動の成果が水泡に帰することにつながることや、「全国部落調査」の出版差し止め等の対応の必要が生じたために「業務」に支障が生じた旨を主張する。しかし、前述の通りそれらは「政治的活動」であるし、「業務」と捉えたとしても原告らの「業務」が妨害されたとは言えない。

## 第5 被告らの掲載責任について

### 1 「同和地区.みんな」の記事掲載に対する被告らの責任

#### (1) 被告らが掲載していることによる責任

「同和地区.みんな」のうち「全国部落調査」(別紙目録2)の原本の内容の全てと所在地の一部は被告宮部が自ら掲載したものである。しかし、「解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)は被告らが掲載したものではないから被告らに責任はない。

また、被告三品は「同和地区.みんな」には何も掲載しておらず、責任はない。

#### (2) 被告らの管理責任

「同和地区.みんな」は不特定多数により情報の送受信と記録が可能なものであったことから、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)第2条2

号が定める特定電気通信設備に該当する。

本件では少なくとも「解放同盟関係人物一覧」(別紙目録3)については被告らが掲載したものではなく、早くとも平成28年4月20日に本件訴訟に係る横浜地方裁判所相模原支部による仮処分決定が通知されるまで掲載の事実には知らなかった。かつ、原告らからプロバイダ責任制限法第3条2項に係る送信防止措置を求める申し出はなかった。このことは原告片岡明幸の陳述から明らかである。

また Wiki というサイトの性質上原告らが自ら掲載情報の修正ないし削除が出来たにも関わらずそれを行わなかった。従って、プロバイダ責任制限法第3条1項により、被告らは損害賠償責任を負わない。

## 2 「同和地区.com」(ミラーサイト)の記事掲載に対する被告らの責任

被告らが「同和地区.com」(ミラーサイト)を管理運営、書き込みを行った事実はないため、責任を負わない。

## 第6 業務執行社員の責任について

会社法第597条によれば悪意又は重大な過失があったときのみ有限責任社員は会社の業務に係る損害賠償責任を負うところ、原告三品については、原告らの言う「違法行為」に関与しておらず、悪意または重大な過失があったという証拠はないから、損害賠償責任を負わない。

## 第7 原告らによる訴訟の遅延行為について

被告らは本件訴訟において、常に書面等を裁判官が求めた期日までに提出した。一方、原告らは度々書面の提出を遅延させている。

特に原告らは当初から「被差別部落出身者」であることを主張し、そのことを前提として関連する仮処分が行われ、本件訴訟でも「被差別部落出身者」として「差別されない権利」を主張してきた。

平成29年9月25日の第6回口頭弁論で、原告らが「被差別部落出身者」である旨を証明する書面の提出を裁判官から求められたものの、提出が遅れ続けた。その結果として令和元年9月11日の弁論準備手続で、ようやく甲344の公正証書が提出された。

しかし、甲344の内容のほとんどは、単に原告らの本籍地や住所が「全国部落調査」に記載された地名の場所にあることを示すものに過ぎず、中には明らかに「全国部落調査」とは無関係な原告がいることが明らかになった。

ここに至って原告片岡明幸は第3陳述書(甲373)で「そもそも「部落」とか「部落民」というものは、本来存在しません」(9頁)と言い出し、原告片岡明幸は部落解放同盟の会員は「被差別部落出身者」に限らない旨を自白している。

そうであれば甲344は必要なかったものである。原告らは「被差別部落出身者」の証明にこだわりつづけ、不要な書面の作成のために訴訟を遅滞させた。

以上の点については、双方の勝訴・敗訴に関わらず、民事訴訟法62条、63条により原告らに訴訟費用を負担させるべきである。

以上